

告示

埼玉県告示第九百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
ハロー薬局	坂戸市南町五 一七	株式会社ハロ ーコーポレ ーション	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和三年九月一 日
イオン薬局北戸 田店	戸田市美女木 東一―三―一	イオンリテ ーブル株式会 社	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和三年七月十 二日
かなえ薬局	熊谷市新堀七 一六―三	株式会社萩原 薬局	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和三年七月一 日
行田協立診療所 通所リハビリテ ーション くら	行田市本丸一 八―三	医療生協さい たま生活協同 組合	通所リハビリ テーション 介護予防通所 リハビリテー ション	令和二年五月一 日